

令和元年10月の保育料改定について

公立保育園、私立保育園、認定こども園（長時間）、渋谷区幼保一元化施設（長時間）
地域型保育事業（小規模保育、居宅訪問型保育等）、区立保育室

幼児教育の無償化による影響

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育の無償化が始まります。対象となる児童は、**3歳児クラス～5歳児クラス及び0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童**です。

無償化の方法は大きく分けて2通りとなります。

- ①公立保育園、私立保育園、認定こども園（長時間）、渋谷区幼保一元化施設（長時間）
地域型保育事業（小規模保育、居宅訪問型保育等）、区立保育室
⇒ **3歳児クラス～5歳児クラスの保育料が無料となります。（手続きは不要です。）**

0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯は既に無料となっています。

また、延長保育料・スポット延長保育料はこれまでどおり、費用の負担があります。

- ②認可外保育施設等を利用している場合

⇒保護者が支払った保育利用料（給食費等を除く）に対し、区から「施設等利用費」を支給します。

原則①と併給できないため、保育園等の在籍児が認可外保育施設等を利用した場合②は対象外です。

副食費について

幼児教育の無償化により保育料が無料となるにあたり、国の制度では3歳児クラス～5歳児クラスの副食費（おかず代）を保護者負担とすることとなっています。渋谷区では、副食費を公費負担としますので、**保護者のご負担はありません。**

きょうだいがいる場合の保育料

令和元年10月の保育料改定に合わせ、きょうだいがいる場合の保育料の考え方が変わります。

令和元年9月まで：同時に2人以上の児童が保育園等に在籍している場合に、

2番目（第2子）、3番目（第3子）の児童の保育料を軽減

⇒令和元年10月以降：**年齢を問わず、また保育園等の在籍状況にかかわらず2人以上の子どもがいる世帯**の場合、第2子、第3子の児童の保育料を軽減

※原則住民票のデータで確認しますので、手続きは不要です。

きょうだいがいる場合の保育料 イメージ図



問い合わせ先

渋谷区子ども家庭部保育課
保育管理係
電話：03-3463-2483

裏面に改正後の保育料階層表を掲載
していますので、ご確認ください。

月額保育料【区立・私立保育園・区立幼保一元化施設(長時間)・認定こども園(長時間)・地域型保育】令和元年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計		3歳未満児			3歳以上児	
			基本保育料	軽減後保育料	軽減率		
A	生活保護世帯		0	0		0	
B	市区町村民税非課税世帯		0	0		0	
C	市区町村民均等割のみの課税世帯		1,900 (950)	0		0	
D1	市 区 町 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が 5,000 円未満	3,300 (1,650)	0	100%	0	
D2		5,000 円以上 20,000 "	4,100 (2,050)	0		0	
D3		20,000 " 50,000 "	4,700 (2,350)	0		0	
D4		50,000 " 80,000 "	7,700 (3,850)	0		0	
D5		80,000 " 110,000 "	9,500 (4,750)	0		0	
D6		110,000 " 140,000 "	10,700 (5,350)	7,490 (3,740)		30%	0
D7		140,000 " 165,000 "	11,800 (5,900)	8,850 (4,420)		25%	0
D8		165,000 " 190,000 "	12,700 (6,350)	10,160 (5,080)		20%	0
D9		190,000 " 215,000 "	13,700 (6,850)	10,960 (5,480)			0
D10		215,000 " 240,000 "	14,600 (7,300)	11,680 (5,840)			0
D11		240,000 " 265,000 "	15,500 (7,750)	12,400 (6,200)	0		
D12		265,000 " 290,000 "	16,200 (8,100)	12,960 (6,480)	0		
D13		290,000 " 310,000 "	17,100 (8,550)	13,680 (6,840)	0		
D14		310,000 " 330,000 "	24,900 (12,450)	19,920 (9,960)	0		
D15		330,000 " 350,000 "	26,000 (13,000)	26,000 (13,000)	対象外		0
D16		350,000 " 360,000 "	26,900 (13,450)	26,900 (13,450)			0
D17		360,000 " 370,000 "	28,000 (14,000)	28,000 (14,000)			0
D18		370,000 " 420,000 "	43,400 (21,700)	43,400 (21,700)		0	
D19		420,000 " 470,000 "	48,900 (24,450)	48,900 (24,450)		0	
D20		470,000 " 520,000 "	53,700 (26,850)	53,700 (26,850)		0	
D21		520,000 " 620,000 "	57,500 (28,750)	57,500 (28,750)		0	
D22		620,000 " 840,000 "	61,500 (30,750)	61,500 (30,750)		0	
D23		840,000 " 1,200,000 "	65,800 (32,900)	65,800 (32,900)	0		
D24	1,200,000 "	70,400 (35,200)	70,400 (35,200)	0			

実際にお支払いいただくのは「軽減後」の金額です。

()内は、2人以上のお子さんがある場合の2番目のお子さんの保育料です。

◎令和元年10月以降、2番目のお子さんの保育料は全ての階層において一律1番目のお子さんの保育料の半額となります。

3人以上のお子さんがある場合の3番目以降のお子さんの保育料は無料です。